

相模原市監査委員公表第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成27年7月1日に実施した都市建設局都市建設総務室、技術監理課及びまちづくり事業部の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年8月6日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査を実施した日

平成27年7月1日

2 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成27年7月21日

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p data-bbox="193 584 778 790">ア 麻溝台・新磯野地区整備事務所の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。</p> <p data-bbox="193 871 778 1077">(ア)平成26年7月分の旅費の支給において、算定の根拠となる出張命令票又は出張命令簿への記載が確認できなかった。</p> <p data-bbox="193 1099 778 1364">(イ)平成26年10月分の旅費の支給において、直行直帰で出張した場合は、勤務場所から出張地までの旅費を上限とすべきところ、上限を超えて支給されていた。</p> <p data-bbox="193 1444 778 1993">「相模原市職員等の旅費に関する条例施行規則」(昭和42年相模原市規則第7号)において、「出張の命令を発する場合は、出張命令票又は出張命令簿に当該旅行に関する事項を記入し、これを当該職員に提示して行わなければならない。」と規定しているが、これに基づかない事務処理が行われたことにより、根拠のない不適切な公金の支出がなされたこと</p>	<p data-bbox="805 584 1390 790">麻溝台・新磯野地区整備事務所について、定期監査結果に基づく指摘事項を十分に踏まえ、次のとおり措置を講じました。</p> <p data-bbox="805 813 1390 1133">はじめに、出張命令票等への記載について、所内職員全員に対して「旅費事務の手引き」における主要事項を管理監督者から改めて説明を行い、疑問事項は職員課に確認するなど全員が共通認識を持つに至りました。</p> <p data-bbox="805 1155 1390 1648">また、出張の承認についても緊急状況の有無に関わらず管理監督者による命令のもと必ず出張に及ぶことを徹底するとともに、庶務担当職員についても管理監督者の指示並びに旅費関係規程等を十分に踏まえて、経路・旅費を算出し、疑義事項はその都度職員課に確認するなど、事務の流れの徹底を図りました。</p> <p data-bbox="805 1671 1390 1993">さらに、例月分の取りまとめに際しては、本年4月分より旅費の支給に係るチェックリストを作成し、担当課長を筆頭とした複数の職員が出張経路などを改めて確認を行う作業を開始しました。</p>

は、大変遺憾である。

旅費の支給事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者は出張命令の重要性を再認識し、諸規程や「旅費事務の手引き」等の再確認を行うとともに、早急に再発防止に向け事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

今後についても、以上の事務処理体制を継続し、適正な事務執行に努めてまいります。